第5分科会「ジェンダー~女性であり障害者であるという二重の差別から考える~」

コーディネーター: 平野みどり(DPI 日本会議副議長・ヒューマンネットワーク熊本)

パネリスト:近藤恵子(女のスペース・おん)

高橋利忠(北風の会) 高橋真佐枝(北風の会)

コメンテーター:秀嶋ゆかり(札幌弁護士会)

平野 おはようございます。

第5分科会は、ジェンダー、女性であり障害者であるという二重の差別をどう考えるか。障害を持つ人たちのいろいろな権利侵害の部分で、女性であることを攻撃する部分もあるのかと、私も仲間たちの経験から感じています。そういった意味で、きょうはお二方にお話をしていただこうと思って、パネリストにお呼びしております。お一方は高橋真佐枝さんとおっしゃいまして、障害を持っておられる方です。きょうは真佐枝さんご自身が一人で発言するのが大変だということで、お隣にお連れ合いが一緒にサポートしてくださっていますので、お二方に来ていただいています。それから、近藤恵子さん、北海道の方は十分にご存じの方で、私も九州から、いつか近藤さんにお会いしたいと思って楽しみにしてきました。シェルターをやってらっしゃったり、女性の支援をずっとやっておられる中で、障害を持っている人とのかかわりの部分も含めて、実例についてお話を伺いたいと思います。そして私の横においでの弁護士の秀嶋ゆかりさんにコメンテーターとしてコメントをいただきたいと思います。

男女共同参画社会基本法ができて、各地で条例化の動きがあります。その中で女性障害者というか、いわゆるいろいろな条件を持った人たちの問題に関してどういうふうに考えていったらいいかとか、そこの部分でしっかりと抜け落ちないようにしていかなければいけない部分は何かということを、皆さんと一緒に考えていきたいなと思っています。

今回のDPIのテーマであります障害者権利法に向けてということで、障害者の権利法策定の動きが起こっています。世界ではもう43カ国が差別を禁止する条項を盛り込んだ権利法を既につくっております。その中で、先進国でありながら日本はおくれておりまして、今から障害者権利法に向けて、草の根での動きはありましたけれども、やっと国会の政治日程に上がってきつつあるというような状況があります。そういったところも含めて、この障害者権利法にジェンダーの視点といいますか、女性の問題をどういうふうに反映させていったらいいかという話を皆さんと一緒に深めていけたらと思っています。

高橋(真) 今、こういう女性差別がからむ事件が多くなっており、そういう事件で子どもを殺されている方も多くて、子どもを育てている人がこれからも大変ではないかなと思っているのですけれども、私たちもこういう事件が多くてもう嫌だなと思います。こういう経験を自分もしているというか見ているのですけれども、やはりこういう事件が多くなってきているから気をつけなければいけないのではないかなと思いますね。

このような事件のことを考えると、自分もすごく嫌な思いをしているけれども、人と人の間をいろいる大切に考えたら、いろいろな人と仲よくつき合っていかなければいけないのかなと思います。それに対して、いろいろな人とお話しさせていただきたいと思います。どう思いますか。

平野 では、高橋さん、お連れ合いと知り合ったきっかけとか、それからその後今に至るまでどんな 経験をしてきたか。お子さんのお話も含めてお話してください。

高橋(真) 昔ですけれども、クリーニングの職場で、私たちが仕事を何もできなかったからといじめの差別がありました。私たちが、仕事を何もできなかったからと。一生懸命やろうとしたのですけ

れども、その話も聞かないうちに差別が多くて、それに対して、あなたはこういうことをやってくれ とか押しつけられて、やりなさいとか、こういう差別があるのですよね。

いろいろな人と考え、いろいろな人のお話を聞いたら、自分がそういうことでやっていけない状況があったものですから、もっといろいろな人の権利を保護していかなければいけないのではないかなと思います。

自分はこういう経験をしています。たくさん苦しんでいる人たちがいます。差別を受けている障害者たち、そういうことでも起きている事件があります。自分はみんなにどういうふうに見られているのかわかりますか。自分はいろいろな人の話を聞いたら、ばかにされいじめられました。何もできないうちに、話も何もできませんでした。苦しくて、何もお話できないのですが、やはり皆さんのお話を聞きたいと思ってます。聞いてくれるのだったら、私たちがこういうふうにやったらいいのではないかと言ってくれればいいと思います。人と人、みんな人間ですから、やっていかなければいけないことがたくさんあると思います。ここの皆さんにどう思うか、教えてほしいです。

平野 高橋さん、いいですか。

高橋(利) 自分がまとめて全部話していいのですか。一つずつですか。

平野まず、クリーニング店でどんなことがあったのかを教えてもらえますか。

高橋(真) クリーニング店は人の話を聞けとか、威張ったりとか、そういういじめや、叩かれたりました。また、私が何もしていないのに泥棒にされるとか、お金を盗んだ人間にされるとかありました。そういうことはされたくないです。本当にこれはよくないことです。みんなにこういうことを言ったときには、すごく悲しくて泣いてしまうのです。

平野 そのクリーニング店では、高橋さん一人が障害を持っている人でしたか。

高橋(真) そうです。普通の人たちの話では、そういうことを自分がやっていて、私は何もできないうちに押しつけられたのですね。なぜこんなことになってしまったのかと教えてほしくて、言っても聞いてくれない人がいるのです。結局、こういうことでばかにされて、自分は恥ずかしくて何も言えないのです。そういうことなど自分は経験をしているのです。いろいろな人のお話を聞いているのですが、やはりいろいろな人がいるのです。いじめられ、何をされるかわかりません、本当に。苦しいのです。助けてください。

平野 そのクリーニング店もやめてしまったのですか。

高橋(真) はい、やめました。

平野 その後の話を聞かせてもらっていいですか。

高橋(真) はい、いいです。

平野 やめてどうしたのか。

高橋(真) 私たちは仕事場にもう行けないと自分からやめて、ほかの会社に行ったのですけれども、その後も何も教えてもらえませんでした。そうして、お弁当屋さんに行ったのですけれども、その会社の上司が私にこう言ったのです。では、こういうことをやってくださいと。同じことをさせられる

のです。仕事は本当に厳しいのです。一番厳しいときには、仕事もなくなってしまっているのです。 やめていく人がたくさんいました。どんどんくびになってやめていきます。そういう人たちがたくさんいるのです。私の聞きたいのは、皆さんにどう思うかですよ。教えてください。どうしたらできるのか、どうしたら素直にやっていけるのか、教えてほしいです。

平野 利忠さんとの出会いとか、その後の話も聞かせてもらえますか。

高橋(利) 今話していたのは、札幌のドミトリーです。私も入っていましたが、ちょっと後から入って、ドミトリーでまた職員にいろいろ言われ注意されて嫌になり剣淵に来たのです。自分が先に出て剣淵に来て、真佐枝さんも偶然に剣淵に来て、途中に偶然会ってびっくりしたのですよ。剣淵で一緒にドミトリーやら仕事やら通勤やらいじめやら、いろいろと話をしたのですよ。剣淵に来て一緒になって、子どもができたのです。

今、子どもは施設に入ったので、そういうことの話をします。今、弁護士さんもいますので、自分のそういうこともいろいろ話します。最初はみんな知っているように、真佐枝さんはひとり暮らしをしていて、自分もひとり暮らしをしていましたが、一緒に遊んだり部屋に行き来して、できちゃった結婚です。恥ずかしいけれども。子どもができて、旭川の相談所やらいろいろな職員やら親、真佐枝ちゃんの弟やらみんなに相談しました。剣淵の役場の人にも全部相談しました。やはり二人育てるのはちょっと無理だろうなと思って。施設は生田原でちょっと遠いのですよね。そこに一回預けましたが、また上川支庁やら剣淵の役場やら職員やらにいろいろ相談して、親にも相談して、やはりそれは間違っているのではないかなと思っています。二人で育てたいと話して、やっと子どもを今月の25日に連れてきます。またそれについても、今度連れてきたらどのようにするか、今、職場やら役場やら上川支庁やらといろいろと相談しています。

最初、子どもができてまずどこに住むかを迷いました。施設のオオサカさんという方のところにまず大体 1 年ぐらい、オオサカさんの家族と一緒に住んでみてもらいました。そしてまた施設に入れました。そしてまた相談して、やはり 3 人で暮らして、いろいろお世話をしてもらう方を呼んで子どもを育てます。親もなぜ施設に入れるのかいろいろ反対したのですよ。弟もハセガワさんもやはり 2 人では無理だから施設がいいと言って説得しました。やっとオーケーをもらいました。親とも話し、施設がどのようなものか見てもらい、いいところだなと思って入れました。これから大変なので、いろいろ教えてもらいながら育てていきたいと思います。

平野 ありがとうございました。まず、真佐枝さんが職場でいろいろな差別を受けてつらい思いをしたというお話を伺いました。そこを出て剣淵に移ってきたのですよね。ひとり暮らしをしていらっしゃった。たまたま利忠さんも剣淵に来て、前に一回会ったことがあったけれども、また剣淵で再会をして、そして親しくなっていろいろなお互いのつらい思いとか経験とかを語り合ったのですね。そして仲よくなって、赤ちゃんができて。それで赤ちゃんができてから結婚をして、では生まれたのだけれどもどうしようかということで、子どもを育てるのは大変じゃないって周りの人たちが言ったのですよね。それで施設に赤ちゃん預けたらという形になって。でもその後、やはり親子が一緒に住むのは当たり前だと思い始めたのですね。

高橋(真) そうです。はい。

平野 それで今月の25日に赤ちゃんが戻ってきます、施設から。これから生活を始めるわけですね。 それを支えてくれる人たちもいるのですね。まだこれからどうなるかわからないけれども、町営住宅 に住むのですね。そこでいろいろな人たちの支えがあるそうですが、町営住宅に住んでらっしゃる方 ですか。 高橋(真) もう住んでます。

平野 どなたが支えてくれるのですか。

高橋(真) 周りの人たちが、こういうことだよって教えてくれるのですよね。教えてくれたら、こういうことなんだろうなって思えるのですけれども。自分もこういう人とつき合っていかなければ、人とつき合っていけないことになるのです。周りの人がどう思うかです。

平野 二人が赤ちゃんを育てていくのを支えましょうという人がいらっしゃるのね。

高橋(真) たくさんいらっしゃいますね。助けてもらえるのなら、こういうことをわかってほしいですと言いたいです。

平野 では、つらい経験もしたけれども、今はそうやって理解してくれる人もいらっしゃるのですね。

高橋(真) そういう方も出てきてます。

平野 うれしいですね。とっても。

高橋(真) そうですね。

平野 はい、わかりました。ありがとうございます。

高橋(利) ちょっといいですか。

平野 はい、どうぞ。

高橋(利) いじめのことで一つあるのです。

今、士別で、私の仕事場とは違う仕事場に手をつなぐ親の会に入っている方で女の人がいます。アスパラ工場で働いています。親の会の美深の人が士別に住み、アスパラ工場で働いているのです。そこに、いじめているような悪いおばさんがいるのですよね。昔、真佐枝さんに会う前一人のとき下宿に住んでいましたが、そこにその女の人も入っていて、たまに帰ってくるのですよ、おばさんにいじめられたと言って。いろいろ話をして、社長さんにもいろいろ相談したけれども、余り理解してくれません。いいおばさん、優しいおばさんもいるし、いじめの相談に乗ってくれる人もいるのですよね。親の会ともいろいろ話をしている人もいるのですよね。自分も親の会もその女の人と話をしているのです。そうして、いじめられたときにはたまにカラオケに一緒に連れて行ったり、友達と一緒にカラオケや温泉に行って、おばさんたちの家にも一緒に行ってやっているのですよね。その女の子は独身でひとり暮らしをしているのですよね。ごはんも自分でつくってやっているのです。私は結婚して1年ぐらいたち、今はもうしばらく電話はしてないのです。その人は今どうなっているかわからないけれども、また話をしていろいろ相談に乗ってみたいなと思ってます。助けたいなと思ってます、親の会で。

平野 はい、ありがとうございます。士別というところですか。

高橋(利) はい士別です。

平野 職場でいじめられているのね。

高橋(利) 若い女の子が一人いるのです。

平野 その人も支えていこうと。仲間を支えていこうと。ありがとうございました。

今度は、近藤恵子さんにお話をしていただきますけれども、一般の女性、どんな方たちが相談をされているのかということも含めて、相談現場での実情等をお話いただきたいなと思います。

近藤 女のスペース・おんという、札幌にあります女性のための人権ネットワーク事務所で仕事をしております。

今、お話がありましたように、私たちは事務所で朝から晩までというのも誇張ではないほどに、さまざまな形で女性たちが直面するいろいろな問題についての相談業務を一つの柱にして、具体的な問題の課題解決と言いますか、その方の困難が解消されるようにということで、たくさんの女性たちがネットワークをつないで力を出し合いながら仕事をしているという、そういう場所で日々を暮らしています

この場所は93年、今から9年前に札幌に開設されました。初めのころはいろいろな問題がどんどんどんどん事務所に持ち込まれたのですけれども、多くは女性への暴力という形で起こる人権侵害のケースでした。最初の年は444という数のケースに携わることになりましたけれども、それが日を追うごとにふえてまいりまして、昨年2000年度の相談件数は1,856だったと思います。そのうち約半分が、家の中で夫だとか恋人だとか大変親密なパートナーとの間で起こる暴力、これをドメスティックバイオレンス、DVというふうに私たちは呼んでいますけれども、それにかかわる相談が960を超えまして、約半分がプライベートな私的な関係の中で起こる暴力にかかわる相談ということになっています。

この8年間の間に、具体的なケースの解決に向けているいろな努力をしてまいりました。例えば今真佐枝さんがおっしゃったように、勤め先で不利益を受ける、それから理不尽な仕打ちを受ける、特に女性労働者の場合は、性的な自己決定権を侵害される、セクシュアルハラスメントということが背景になって、賃金が不払いになったとか、あしたから来なくていいという不当解雇の事件が起こったりとか、あるいは妊娠出産を控えているのに、不当な配転をして通いきれない場所に辞令を出してやめさせるとか、そういった問題について、さっぽろウイメンズユニオンという女性のための労働組合を片方でつくりまして、そこで労働現場で起こるさまざまな女性への人権侵害について、交渉とか解決努力を重ねてきました。ようやくさっぽろウイメンズユニオンの方も北海道各地にお仲間が広がりまして、この10月には北海道ウイメンズユニオンということで組織化をして、改めてたくさんのお仲間とともに仕事を進めていこうということになっています。

それからもう半分の、特に親密な関係で起こるさまざまな人権侵害、長い間、この日本の社会の中でもあってもないことというふうにふたをされてきたさまざまな暴力行為、犯罪行為について、ここ数年間、特に1990年代になって、この10年間ぐらいですね、ようやく世の中の認識がかわってまいりました。95年に北京世界女性会議という国連の大きな世界女性会議がありまして、そこでこの地球上から、ありとあらゆる男女の不平等をなくすために、こういうことを取り組んでいこうと、行動綱領という性差別をなくするための教科書のようなものが採択されたのですけれども、その行動綱領の中にも女性への暴力という問題がなくならない限り、男女の対等な関係というのは樹立できないということが約束事になりまして、その行動綱領を採択した各国、特に日本政府もそうですが、いろいろな国々が女性への暴力の根絶ということを大きな柱に掲げた女性政策というものを次々と施策化するようになってきました。そういう国際的な流れをうけて、国内でも、ドメスティックバイオレンスというのはこれは犯罪だと、自分がこういう暴力の被害に苦しんでいるというのは自分の責任ではない、ここから自分は身を引き起こす権利もあるし、力もあるんだというふうに思い始めた女性たちが一人また一人と声を上げ始めて、その女性たちとともに闘う草の根のネットワークも、ここ数年

随分大きな流れで日本国内に登場してまいりまして、今ではそういったサポートグループ、それからシェルターといったようなものをつくりながら運動しているグループが、国内でも今40数カ所を数えるまでになりました。

こういう背景と国際的、国内的な動きの中で私たちも仕事をしてまいりましたけれども、ウイメンズユニオンという職場の問題についての受け皿を片方でつくりつつ、もう片方では実際にけがをなさっている、それから子どもがもう学校に行けなくなっている、あしたから食べるお米もないといったような方々が直接事務所に飛び込んでこられるようになりまして、そういう方々がまたその暴力の現場ですさまじい被害に遭わないようにということで、当事者の回復と再出発、自立を支援する場所がどうしても必要だということになりました。97年に民間の駆け込みシェルターというものを開設いたしまして、ここでまたたくさんの女性たち、子どもたちとおつき合いするようになりました。

駆け込みシェルターというのは何かと言いますと、今申し上げたように、暴力の現場にいる人たちというのは、それまで自分が犯罪行為の被害者だというふうな認識というのはほとんど持たずに毎日毎日を生き延びるために全力を尽くして、そういう日々を耐え忍んでこられているわけですから、なかなかそこから身を引き起こすということができにくい。おまえが悪い、おまえのせいだ、どこへ逃げていったって生きていけないぞというふうにおどされつつ、肋骨を折るだとか顔が変形するほど殴られるだとか、子どもにごはんを与えないだとか、さまざまな暴力、虐待、支配を受け続けていますと、どんなに力を持った女性でもなかなか自分自身の人生を再獲得するための手だてというものを思いつかなかったり、それから身を起こしにくかったりする、そういう構造がそもそもドメスティックバイオレンスという犯罪にはあるわけなのです。

民間シェルターをつくることによって、安全に相談できる場所がある、安全に逃げ込める場所がある、そこから人生の再獲得に向けて、たくさんの情報を得たり、それから女性たちの支援を得ることができる、そういう情報が少しずつ広がりまして、たくさんの女性たちが私たちの事務所においでになるようになりました。そういう女性たちとおつき合いをしまして、これまで具体的な日常の仕事の中から実感してまいりましたのは、どんなに法律システムの中で男女平等ということがうたわれ、一人一人の基本的な人権が守られるということが叫ばれていても、この世の中では、女性とか子どもといったような存在は、一人の市民として、一人の個人として、十全に生ききる状況が整えられていない、そういう権利がまだ付与されていないということを、本当に痛感させられることになりました。

例えば経済的自立ひとつとってみても、女性労働者の賃金というのは男性のそれの6割に満たない状況ですし、女性労働者の多くは非正規職員という形で、パートだとかアルバイトだとか派遣だとかといったような仕事に従事せざるを得ない。そういう労働者の8割を超える人々が非組織ですね、要するに労働組合のない小さな職場で働いているということがわかっています。したがって、真佐枝さんのように嫌がらせを受けたり、それからひどい権利侵害を受けたり、労働権そのものを剥奪されるような状況になっても訴える場もないという状況に置かれている。そもそも仕事をしようと思っても、ここ数年の不況のあらしの中で、女子学生の就職差別というのはどんどん深刻化していますから、就職の門戸すら閉ざされる。たまたま就職しても、労働基準法以下のすさまじい状況で収奪される。そうなると、たまたま結婚した相手、一緒に暮らしている相手が暴力的な男であったり支配的な男であったりしても、ここを出て自分が生きていけるだろうかと思うのはだれしも当たり前のことで、そこを飛び越えるというのは、本当に当事者にとっても大変な決断と勇気が必要だということがおわかりになると思うのです。食べていくことに難しい。それから女性と男性との間のさまざまな不利益、ギャップというのは、事細かくお話しなくても皆さんにはよくおわかりいただけると思うのです。

今日の分科会も、ジェンダーの視点というのをどんなふうに障害者の権利獲得の闘いの中に位置づけるかということだろうと思いますが、このジェンダーという社会的につくられた性差別の実態が、どんなふうに女性たちを苦しめているかということがわかってきたのも本当にここしばらくのことで、特にセクシュアルハラスメントとかドメスティックバイオレンスという言葉が人々の耳に届き始めて、ようやくこういう実態の中で女性たちが不当な生き方を強いられているんだということが、社会の認識としてもようやく広がり始めて、初めてジェンダーの視点を持った政策とか、ジェンダーの視点を

持った運動とか、ジェンダーの視点を持ってその物事を考えるということが少しずつ浸透してきた、 今はそういう段階ではないかと思っています。

私は女のスペース・おんという人権ネットワーク事務所で仕事をする前は、8年ほど札幌市内の障 害児学級で言語障害治療を中心に代替教諭というものを勤めてまいりました。特に私は自閉症のお子 さんですとか言語発達障害、吃音があって話ができないとか、それから部分的な緘黙症、それから障 害があって発音機能に問題があるお子さんだとか、そういうお子さんを対象とした学級で仕事を進め てまいりました。そのときにたくさんの障害を負ったお子さん方、そういう障害を負ったお子さんた ちと一緒に暮らすご両親、それからそういう運動を進める親の会だとかいろいろな障害者グループの 方々ともおつき合いを続けてまいりました。特に子どもたちが小学校、中学校、それから高等養護学 校を出て、社会に出ていくときが親御さんにとっても、それから当事者にとっても大変大きな壁にな るわけです。学校にいる間は何とかいろいろな手だてが尽くせる。しかし子どもたちが世の中に出て いくときどうするかというのは、学校にとっても、それから親御さんにとっても地域にとっても、す ごく大きな問題なのですが、私がやはり忘れられないケースは、A子ちゃんという子がいたのですけ れども、その子は大変重い知的障害を持っていたのです。そのお母さんは彼女が中学校を卒業すると きに、なかなかこの子を家庭で面倒見ていくのは難しいし、地域で仕事をさせるというのは今の状況 では大変難しい。だからどこかの施設に入れて、親も通いながら、何とかこの子の成長を見届けたい という親御さんの希望だったのですが、そのときにお母さんとお父さんが一番心配されたことが、彼 女の性的な問題だったのですね。もちろん何人もの子どもたちをいろいろな施設や、それから作業所 や職場に送り出してきた現場の先生方も、女のお子さんが学校を出て外へ行ったときにどういう権利 侵害に遭うかということをまず一番心配されます。強姦されたり、それから強制わいせつをされたり、 それから知らない間にもてあそばれて妊娠をさせられたりということなのです。これはいまだにそう ではないかと私は思っています。

9 3 年に事務所を開いた後も、ある施設の男性職員が、女の子たちを次から次とレイプしていると いうのを見るにみかねた同僚の女性職員が、道にも訴え、私たちのところにも持ってきたり、人権侵 害だということでさまざまな機関に訴えられたりしたことがありました。そういう問題というのは実 は表に出てこないけれども、ありとあらゆるところで耳にする、あるいは目にする出来事なのです。 例えば、これはこういう言葉を使いたくありませんけれども、健常者と呼ばれている普通の成熟した 女性が職場だとか地域だとかでレイプされる。そういうときにも、刑事事件として訴えて裁判を起こ して、相手の加害者を処罰して責任をとらせるというのはすごく難しいことです。特に刑事事件でい ろいろな捜査が始まるときには、多分秀嶋先生もおっしゃると思いますけれども、被害者に責任が あったのではないかと、何でそんな男とつき合ったんだ、何でそんな場所へ行ったんだ、知っててつ き合ったんだろうみたいなことを、とにかくありとあらゆる段階で責められるという状況はまだまだ 克服されていない。これが特に施設の中だとか、障害をお持ちの女性の場合には、あって当たり前と いうふうな状況がまだまだ続いているわけです。ですから学校の先生や親御さんたちも、どんな施設 に行ってもどういう職員がいるかわからないし、どういう状況があるかわからないから、うちの子が いつかそういう性的な被害に遭うんじゃないかというふうに、最初からあることを前提にした防衛的 な方策というのをやはり考えられる。こんな理不尽なことはないと思います。どんな場所であれ状況 であれ、女性が女性として生き抜くために配慮されなければならないことというのは当たり前のこと であって、その上でそういう犯罪暴力が起こることを未然に防止する社会でなくてはいけない。それ なのに、特に障害があるということを理由に、こういう性暴力がまかり通っているということについ ては、本当に声を大きくして問題を訴えていかなければいけないのではないかと思っています。

私たちのところにも実際に車いすに乗って相談に見えた方とか、それからレイプの後遺症だとかドメスティックバイオレンスの後遺症によって、例えば心身に失調を来して障害が残っている方、それから具体的に殴られたりけられたりして背骨に異常があるだとか、頸椎に後遺症があって左半身がうまく動かないとか、そういったつくられた障害をお持ちの方、そもそも障害があるがゆえに大変な過酷な困難を負われている方が相談にお見えになります。そういう方々にお目にかかっているうちに、

やはりこの社会のつくり方というのは、たとえ民主主義とか自由主義といっても、男性と女性の間、 このジェンダーのギャップというのは本当に大きなものがあると思わざるを得ないです。

障害を抱えた方々の DV が具体的な殺人事件になったというのも幾つかありまして、一つは北海道 内で数年前に、右の下肢に障害があって歩行が困難な女性を、相手の男性がおまえのようなやつを 養っているのはおれがいるからだというふうに言って、酒を飲んでは右の足を集中的に殴って動けな くさせるという暴力を、これも20年近く続けてきたケースがあったのです。この方は思い余って、 夫が泥酔していたときに包丁で相手を刺し殺しました。これは残念ながらいろいろな運動のかいもな く彼女は実刑判決を受けて、今は受刑中なのですけれども、もう片方で、これは横浜の事件なのです が、男性が目の見えない障害を負った方なのです。その男性のケアをしながら一緒に暮らしていた女 性が、その盲の男性からすさまじい暴力を受けていたのです。その女性は何度も何度も近くの婦人相 談所に逃げ込んだり、民間のシェルターに駆け込んだりして、当座の困難を回避していたわけですけ れども、あるときその男性の様子がどんなふうかと帰った。自宅に帰った女性が玄関をあけたところ で、その夫に殴り殺されるという事件があったのですね。これは横浜の民間シェルターの女性たちが 中心に大きな裁判の支援闘争をやりましたけれども、この場合は、男性つまり殺人加害者の男性側の 障害の問題だとか、そういう暴力的な関係を彼女も受け入れたんだというふうな裁判長の判断があっ て、男性に執行猶予がついたのです。これはもう今までお話してきたように、ジェンダーの差別とそ れから障害を持った方々への多重な困難の配慮というのが、双方の裁判所でそれぞれ極端に出た形で はないかというふうに思うのですね。私たちはつくられた障害と、そもそも障害とともに生きている 方々が、それぞれ個人としての生き方を侵害されることなく真っ当にそれぞれ自由に生きられる社会 の実現のために力を尽くしていきたいと思いますけれども、その意味でも障害者の権利法の中にジェ ンダーの視点というのが徹底的に書き込まれるということが、何をおいても重要だと思っています。 以上です。

平野 ありがとうございました。活動のご紹介の中で個々のケース、障害を持つ人たちのかかわるケースもご紹介いただきましたけれども、とても重いお話を聞かせていただいたなと思います。近藤さんのお話を含めて、ぜひ皆さんともいろいろな意見交換をさせていただきたいと思います。今の近藤さんのお話、そして先ほどの真佐枝さんと利忠さんのお話を伺った中で、もう少しここの部分を聞きたいというようなこと等ございましたら、ぜひ出していただけたらなと思います。ご意見でももちろん構いませんので、よろしくお願いします。

会場 まず高橋さんにご質問なのですけれども、いろいろな悪口を言われたり、差別を受けたという話ですけれども、私も昔学校を出て就職したころに、おまえは仕事が遅いと何回も言われたことがあります。仕事が遅いと言われるのは、別にこれはいじめではないと私は思っていたのですけれども、その辺の関係をちょっともう少しお話聞きたいなというのが一つです。

それからもう一つ、近藤さんのお話ですけれども、女性問題とかジェンダーの話は、とりもなおさず男性の問題でもあるというふうに理解してますが、その点のコメントがいただければお願いします。

平野 高橋さん、仕事が遅いと、障害のない人たちも言われたりするらしいのですけれども、どうでしょう、高橋さんはほかの職場の中の皆さんが仕事がどうだこうだと言われるのと、高橋さんに対して言われるのとでは随分違っていたのか、そこら辺も含めて。

高橋(真) それはやはり自分が経験していることですが、いろいろな人とつき合ってみて、人によってこういうふうにやってくださいと教えてくれると、少しでもできるのではないかなと思うのですけれども。これはやはり人と人とのお話が大事だからきちんと一生懸命聞いてやらなければ、できないのではないかなと思います。自分もこれからもっといろいろな人とつき合って生きていかなければ、できないのではないかなと思います。

平野の何か利忠さん補うことないですか。いいですか。

高橋(利) 自分も仕事で機械を使っているけれども、やはり手が遅いなと言われています。でも自分は遅くても一生懸命やっているのです。今3人で、ひとり暮らしの女の人とグループに入っている男の人なのですよ。余り3人ともよくないのです。よく口げんかするのですよ。でも最後になったら、いろいろと3人で話をするのですよ。3人とも会社の人からいろいろ言われているけれども、でも3人とも一生懸命頑張ってます。3人ともちょっと手が遅いけど、これ悪い、これいいって言われながら、いろいろとやっているのです。

平野 はい、ありがとうございました。障害を持つ人が職場にいるというときの対応の仕方、配慮の 仕方というのは、やはり受け入れる側の問題ですよね。一様に、いわゆる障害がないと言われている 人たちの基準をそこに持ち込んでしまうのは、余りにも酷だなと思いますけれどもね。いわゆる健常 者、障害のない人たちの中での仕事の遅い早いという部分と、かなりまた違った意味での遅さだった り違いだったりすると思うのですけれども。真佐枝さんの場合は、特に障害のない人たちの中でぽつ んと一人だったわけですね。そこで受け入れる側の姿勢というか、そこら辺が問題かなという気はし ますよね。これは本当、障害者の雇用をどう考えるかというところに尽きますね。就労の分科会かな という気もまたしますけれどもね。

では、近藤さんに。

近藤 女性問題は男性問題だというのは、よく言われることなのです。これはいろいろな意味合いで 言われることですね。私たちがジェンダーの問題の一番の当事者は男性だと言うときには、これまで 男性の側の優位性、男が先で女が後、男は仕事女は家事、育児、とにかく男は判断力を持って責任が あって勇気があって、しかし女性は心優しくケアな態度に満ちてという、こういう性差別の構造その ものの上に暮らしやすいのはやっぱり男性ですよね、どう考えたって。どんなふうに不平等があって はいけないと、みんな一緒なんだと思う男性がたくさんいたにしても、そういう構造システムの上に 乗っかっている男性の側からはなかなかこういう問題の解決策というのは出てこないのではないかと 思うのです。で、私たちはいつも当事者主義ということを言っているのですけれども、被害や不利益 を身に受けている人が声を上げることによってしか、事態は明らかにならない。つまり同じ仕事をし ているのに、何で私の方が給料1,000円安いのよというふうに思う女性が声を上げなければ、確 かに変だなとたくさんもらっている方も考えないかもしれない。実際にぐっとその足を踏みつけられ ている側が痛いという声を上げなければ、踏みつけている側には痛みはないわけですから、おお、悪 かったな、そんなに痛かったのかということになるのでないかと思うのです。これは障害を持って生 きる人とそうではない人との間にも同じことが言えるし、それから在日外国人と私たちの関係とかア イヌの方々と私たちの関係とか大人と子どもとの関係とか、とにかく力の不対等な関係、いびつな関 係の中にある当事者同士の中には必ず起こることだと思うのですね。私はやはり問題はすべて被害を 受ける側にあるのではなくて、加害行為をする側の責任だと、これはもう絶対に思ってますから、そ れが痛い、これがつらい、それは理不尽だと声を上げる当事者の動きを受けとめられる、何というの でしょうか、加害者というのは言葉がきついですけれども、それは大人だったり障害のない人たち だったり男性だったりするわけですけれども、痛い、苦しいという声に耳を傾けることができるみん なが社会を構成していくようになれば、ジェンダーという問題についても克服できると思いますし、 それからもっと広く言えば差別というものについても克服できる社会になり得るのでないかと思いま す。

私たちがジェンダー、性差別の問題は男性の問題だと言うときには、そういう優位なところにある 男性にこの問題を認識してほしい、この問題を我が事というふうに思ってくれなければ、男性と女性 との平らかな関係はないし、男性自身にとっても生きにくい世の中を変えていくことができないとい う、そういうメッセージとして使っています。

平野 ありがとうございます。

では、秀嶋さん、今のお二方のお話とか質疑をお聞きになって、何かコメントがありましたら、ぜ ひアドバイスを含めてよろしくお願いします。

秀嶋 札幌で弁護士をしている秀嶋と申します。こんにちは。

こういう場に法律家がいると、非常に居心地が悪い思いをして、司法の場が非常におくれているということは、皆さんが一番よく御存じのことではないかと思うのですけれども、弁護士も例外ではないのですね。今のお話を伺っていて、そんなに特段私がアドバイスということはないのですが、大きく3つぐらいの事柄に整理をしてお話をしたいと思うのですけれども。

一つは、施設の中などで、ないしは職場の中などで日常にいるいろな差別を受けている場合の相談窓口ないしはそういう施設をチェックする場というのが、どうやってつくれるのだろうかという話。それから2つ目は、さっき高橋さんの方で子どもの問題で、施設か自分に引き取ってかという話をされたのですけれども、できるだけ引き取って育てたいという親としての思いの中で、どう日常的なサポートができるのかという、そういった日本の場合にはもうこの問題だけに限らずメニューが足りないと、私はすごく思うのですけれども、これは被害者だけではなくて、加害者に対してもメニューが足りないなと思うのですが、そういう日常的なメニューをどうつくっていくかという問題。それから最後にやはり意識の問題というのですか、私たち全体の意識をどう変えていくのかという、その3つに少し分けて話をしようと思うのですが。

一つ目の相談したり、それから法的なアクセスをしたりとかということに関して、私も職場のいじめの相談結構多く受けるのですけれども、障害を持った人で駆け込める場所としては、さっき近藤さんが言ったウイメンズユニオンというような組合が一つの窓口としてあるのですね。そこに駆け込んで相談をして解決をしたという事例が幾つかあります。

労働組合って今本当に氷河期というか、既存の労働組合がどこまで頼れるかという問題はさておき、 やはり労働組合の法的な意味というか法的な力というのは非常に大きくて、交渉権限を持っている。 雇用者側が応じなければいけないということと合わせて、日常的な労働の状況をチェックできる仕組 みでもあるわけですね。企業内組合の限界というのは物すごくもう見えていて、ある意味では地域に 根を張ったコミュニティユニオン的なユニオン、労働組合がこれからはますます必要になって、根を おろしていくだろうと思うのですけれども、そういった組合が障害者の問題についてもかかわってい くというようなことがひとつあるのかなと思ったのと、それから、私自身が今少しかかわり始めてい ることで、養護施設のオンブズマンまではいかないのですけれども、札幌市内の幾つかの養護施設の 不服審査制度というのを立ち上げています。その委員のメンバーはいろいろな人が入っているのです けれども、医者もいますし、こういう弁護士もいますし教員なんかもいますし、というような何人か の委員がいて、そこに持ち込まれる不服、相談をどう対応するかということを、外から見た目でいろ いろな議論をするという場があるのですね。残念ながらなかなか相談窓口も開いているといっても、 当事者からの相談というのはほとんどないです。それはとてもこれからの課題だと思います。ただ職 員の人たちが自分がやっていることに疑問を感じたり、これでいいのだろうか、ないしはこの職員が やっている問題の対応の仕方はいじめではないかという形で、同僚からの相談とか不服審査というの は結構多くて、それなりのアドバイスをしたり、それなりの解決策を外から見た目で示すことによっ て、少しずつまた施設の中が動いていくというフィードバックがされているという実感を少しずつ 持ってきています。だからそういう日常的にチェックができる機関というか、機関というとまたシス テムみたいな感じになってしまうのですけれども、そういうものを少しやわらかい形でつくれないだ ろうかということを思ったりします。

あと、法的なアクセスの問題はさっきも近藤さんが言ったとおりで、女性であることとさらに障害を持っているということのハンディで、法的なアクセスが物すごくハードルが高くなっているという

実感があります。それにどうしたらいいかというのは、なかなかこれというのはないのですけれども、一つはやっぱり法律をきちっとつくるということが、まずベースになるだろうと思うのですね。ドメスティックバイオレンス防止法が先月から施行されるようになって、一番動いているなという実感を持っているのは裁判所なのです。今まで裁判所というのは外との関係を絶つのが当たり前、これは司法の中立公正という、ある意味では大義名分があって、外との連携なんていうことではなくて、自分たちは中立、独立の立場で判断してやる側ということだったと思うのですけれども、DV、ドメスティックバイオレンス防止法の中に関係機関の連携ということが盛り込まれて、そこに裁判所も含まれているということがひとつあるのと、それから警察、それからドメスティックバイオレンス防止センター、配偶者暴力防止支援センターからどういう相談を被害者から受けたかという資料を裁判所がとらなければいけないことになって、それが保護命令の一つの手続的な要件にもなっているということがあって、少なくてもそういうセンターとか警察との連携は裁判所も図らざるを得ないということになったために、外との連携を意識し始めている。そして実際にそういう形で動き始めているというのが見えてきています。だから法律ができるということは、そういう組織自体を変えていくときにも大きな後ろ盾になるなということをこの間ちょっと実感をしつつあるので、やはりそういう法律をつくるということがひとつあるだろうと思うのです。

あとは今弁護士会でも障害者支援委員会とかという形で、多分ほとんどの弁護士会で立ち上げできてきつつあると思うのですが、札幌は非常に遅くて、ことしからようやく委員会ができたのですが、そこにいろいろな相談を持ち込める窓口をつくろうという動きになってきています。その弁護士会の動きなども司法的なアクセスを身近にしていく一つになるのかなと思います。

あとは、私も性暴力を告発できなかったという経験が実際あって、それはやはり被害者自身が語れない、親御さんはやはりそこの施設でしか子どもの受け皿がないということで、最終的な法的な手続を断念しましたが、刑事事件にしようとすると、いつどこでどういうことをされたのかということが特定しないといけなくて、そこが非常に性暴力の密室性から大きなハードルというか難しさをつくっているなと思います。ただ、やはりそれでも相手の責任をきちっと問いたいと思っている被害者の人は少なくなって、せめて民事的な手続できちっと加害者責任を問うということはしたいと思っている親御さんは少なくなくて、実際幾つかのケースで、場合によっては、彼女がいた施設の職員なども被害者側に回ってというか、被害者側でサポートをして、そういう加害者の責任を追及できたという事例などもあります。それが法的なアクセスとか相談についてですね。

2点目の日常的な支援というのも、これも大きな意味では枠組みをどうつくっていけるかというところなのかもしれないと思うのですけれども、ここはまた後できっと次の議論につながると思うので次にします。

3点目の人の意識という問題に関しては、私もちょっと経験があったのは、視覚障害を持ったカップルがいて、子どもさんが3人いたのですけれども、妻の方が全盲の方だったのですが、彼女の方から夫に対して離婚の申し立てをした。彼女は子ども3人は引き取らないと考えたのですね。というのは、子どもたちが高校生、中学生、小学生の後半ということで、ある程度自分で自立してやっていける年代だったということもあって、夫の元にいても何とかやっていけるし、逆に彼女の方は自分のことでかなり精いっぱいということがあったので、日常的には父親が子どもたちの面倒を見て、自分は子どもたちと身近にコンタクトをとりながらやっていきたいと考えたのですが、これに対する外からの風当たりが物すごく強かった。なぜ母親なのに子どもを引き取らないんだということで、かなり彼女に対する風当たりが強かったということがありました。彼女は職場のいろいろなトラブルも抱えて、やはりあるユニオンに入って、そこで職場の問題は交渉を続けながら離婚手続を同時に進めていったのですけれども、ユニオンの仲間たちが彼女をかなり精神的に支えて、離婚も無事に終えられたというケースです。こんなケースを見ていると、これはもう障害者特有の問題ではないのですけれども、女なのに何で子育てをしないんだという、そこの問題にぶち当たって、やはりこれは教育だろうと思いますね。家裁で調停もやっていたのですが、調停委員もやはりなぜ子どもを引き取らないのかということを非常に疑問に感じて、彼女にその疑問をストレートにぶつけてきたということなどもあって、

そういうことを言われるたびに彼女は傷つくのですね。彼女が夫とやれなかった一番の原因は、自分はハンディを負っているけれどもできるだけ普通に暮らしたい、ですが、夫はやはリハンディを負っているということに対して物すごく精神的に、これは男性であるということももしかしたら作用しているのかもしれないのですが、負い目があって、非常に彼女から見るといじけている。だから彼女がユニオンに入ったり、いろいろな外に向けて働きかけをすると、彼はやはりそれがおもしろくないということで、いろいろ彼女にあたるのです。簡単に解決できる問題ではないのですけれども、こんな事例を通しても、さっき男性の問題ではないかと、やはり男性にも教育が必要だと私も思いますけれども、いろいろな関係者の教育ということが具体的に進められないといけないなと思います。ドメスティックバイオレンス防止法の中にも関係機関の教育ということを、1条をはっきり盛り込んでいますけれども、そういった教育をどう進めていくかは、次のきっと議論になると思いますが、というふうに思います。ちょっと長くなってしまいましたけれども。

平野 ありがとうございました。

今の盲のカップルの話など、私も自分がかかわっている仲間たちの話ともオーバーラップして、障 害を持っている女性はきちんとジェンダーフリーな考え方を持ち得ないと、障害を持っているからな おさら頑張ってしまうというところとか、女性なのに障害を持っていても私と結婚してくれたこの人 に尽くさなきゃとか、そういったケースが結構あって、暴力を甘んじて受けているという、先ほどの 近藤さんの話を想起させるようなケースも私も幾つか知っているのですけれども、最後におっしゃた 教育に尽きるのかな。それも障害があるなしにかかわらず、そして男性、女性であるにかかわらず、 きちんと教育の中でジェンダー教育をやっていく必要が非常にあるなと。特に今、私は熊本から来て いますけれども、男女共同参画社会基本法を受けて各自治体で条例をつくっているという話を先ほど しましたが、熊本県の条例の中で教育に関しての位置づけがすごく薄くて、それは教職員組合の女性 の皆さんとか、女性団体の皆さんも教育が一番大事なんだというところを盛んに言ってらっしゃって、 パブリックコメントでも組織的に出したのですけれども、そういった部分で具体的に教育でどういう ふうにジェンダーフリー教育を位置づけていくかということが、本当に大事だなという気がします。 ある意味で、鉄は熱いうちに打てではないですけれども、子どもたちの方がまだまだ可能性はあるの で、大人になってしまった人たちに対して意識を変えるというのは本当に簡単ではないのですね。法 律をつくっていくということと、教育をどういうふうにシステム化していくかということ、これも含 めて後半の議論にもつながっていくことだと思いますので、ぜひ意見交換をさせてください。

5 分間だけ休憩をとらせてくださいということですので、5 5 分にもう一度再開させていただきます。よろしくお願いいたします。

(休憩)

平野 そろそろ始めさせていただいてよろしいでしょうか。55分になりました。

お二方の本当に重いお話を伺った中で、これから私たちが、きょうのテーマであります障害を持つ人たちの権利法の中で、ジェンダーといいますか、女性、男性、特に女性の障害を持つ人たちがいろいるな虐待にさらされやすいという現状等をどういうふうに克服するための法的な書き込みをしていったらいいのかということを、最後の目標といいますか、イメージとして考えていただく中で、今までの議論をちょっと深めていきたいなと思っております。

男女共同参画社会基本法ができまして、その中でやはり障害を持つ女性たちもそれにかかわってきた部分があって、私もいろいろな障害を持つ女性団体との連携がとても必要だなと思い始めて、障害者当事者運動から若干女性運動の中にも入っていった時期があります。ちょっと私の話になりますけれども、私は12年前に障害を持って、そしてそれまではいわゆる障害を持たない女性として生きてきたのですけれども、そのとき私はジェンダーまみれだったと思うのですね。女性はこの年代になったらこうあらねばならないとか、男性に好かれるというか、少なくても嫌な思いを、嫌なイメージを

持ってもらいたくないとかというような意識もすごくあって、本当の私はどこなのかということを3 0年間ずっとわからずに意識せずに来たのかなと思います。突然障害を持ちまして、そして見えてき た部分というのが、障害を持つことによっていろんな権利だとか自分の尊厳だとかが剥奪されていく 中で、もう一回私自身は何なのかということを立ち返らざるを得ないという状況が来たわけですね。 それが私にとってはある意味で本当によかったなと今では思えることなのですけれども、その中で障 害を持っている仲間たちとの出会いがある。男性も女性もいるわけですけれども、どうも運動の中で も女性が裏方のことをやって、男性がメインで議論の中心になるみたいなところもあったりするわけ ですね。さらに、この重度の女性たちの場合は、そういったいわゆる社会が求める女性らしさとか女 性役割ということも十分重い障害を持っているので果たせないということで、私はだめな存在とか、 自分が他人に対して、特に男性、異性に対しての感情を持ってはいけない、そういうことを持つ存在 ではないというふうに思わされてきたりというような仲間たちの話とかを聞く中で、これってやはり ジェンダーの問題というか、男性、女性という今の社会のあり方が障害を持っている人たちの中で、 変容した中で定着しているのかなというようなことをしみじみ感じました。当事者運動の中でも女性 の問題をしっかり考えてとか、女性の発言とか位置づけをしっかり意識してと男性の方に言う中で、 これはやはり女性の問題をしっかり勉強していきたいなと思い始めて、熊本でフェミニストカウンセ リングの講座を1年ほど受けて、相談機関を仲間たちと立ち上げました。そのときに私は障害を持つ メンバーとしてはたった一人なのですけれども、私がいることによって障害を持つ女性が障害者問題 の相談ではなくて DV とかも含めて、女性という意識で相談をしてくれればなという思いでやってき ています。

実際問題、突然ちょっと議員になってしまったものですから、カウンセリングの仕事というか活動は仲間たちがやっているのですけれども、今そこのカウンセリングを受けた障害を持つ仲間が大学院で障害を持つ女性の問題を研究をしたりしているので、こういった運動が少しずつ熊本でも広がって、特に障害を持つ女性たちの意識を変えていくことができたらなと思っているのですね。

ぜひ、日本の障害者差別禁止法の中にジェンダーの視点を取り入れたいと思っているのですけれども、国連の勧告などの中でも女性障害者の位置づけというのがまだまだ低いということで。黄色い冊子の中に、障害者権利条約の展望を探る資料集という中にもあると思うのですけれども。36ページあたりに、これは障害者運動の仲間たちが実態調査をして国連社会開発委員会に特別報告をしている中にも、36ページにジェンダーの社会的性別面ということで、146、147、148という項目立てがしてあるのですけれども、ここをやはり別記というか、こういうふうに書き込むべきだろうと思うのですね。今、障害者差別禁止法の素案あたりを日弁連の方でもつくりつつあるというお話を聞いているのですけれども、そこら辺の詳細ではなくて動きの中で、どうでしょう、ジェンダーの部分というのが、女性の弁護士さんたちの中でとか、あと当事者の男性弁護士もおりますので、そこら辺はどうなのかということとどうあるべきかというような部分で、秀嶋さんのご意見とかも聞かせていただけたらなと思うのですけれども。

秀嶋 個人的にはほとんどその動きを察知していないのですけれども。弁護士会は1年に一遍人権擁護大会というのをやっていて、ことしの人権擁護大会の中で分科会が3つあるのですが、そのうちの2つが障害者の問題でことしは開きます。奈良で、もう今週末ですね、木、金とあるのですが。その一つの分科会で恐らく今おっしゃった基本法の素案みたいなものが提示されるのではないかと思われます。ただ、この委員のほとんどは男性なのですよね。実は障害者をどう位置づけるかということも含めて、ある女性の弁護士から、かなり分科会の持ち方、中身についているいる議論が出て、大幅な書きかえを今多分やっている最中だと聞いています。

ご承知のとおり、弁護士会もやはり大きな意味での男性社会というか、非常に保守的な中の男性社会というところがありまして、女性の問題は両性の平等に関する委員会があるのですが、そこでやって、ほかの委員会にはほとんど反映されていないという実態があります。今、女性の視点から問い直しということで改定をしていると思います。

平野 実は私が所属しているヒューマンネットワーク熊本という自立生活センターの代表は東俊裕といって弁護士なのですね。秀嶋さんのお仲間なのですけれども。彼はポリオいわゆる小児麻痺の後遺症で、車いすを使ったり両松葉づえを使ったりして生活をしています。彼も頑張れ、頑張れと言われた障害者の一人だったのですけれども、障害者運動との出会いというか自立生活運動の出会いの中で、自分の障害を受容するというか、いわゆるポリオの人たちってなかなか健常者の中で頑張って、頑張れ、頑張れと言われてきた人たちですので、自分の障害の受容ってなかなか難しいという話を聞くわけですけれども、その中で重い障害を持つ人たちとの視点とかその人たちとの連携の中で、自分の障害をしっかり受容してきている人の一人なのですが、彼も自分の素案みたいなのをたしか日弁連の方に出していると思います。ちょっと私もそこら辺詳細を見てきてなかったのですけれども、多分ジェンダーの視点というのはないのでないかなと心配になりますので、蛭川さん見ていますか。何かありませんでしたよね。そういうことだと思うので、重い障害を持つ人たちの人権というのは、障害を持つ人の立場ではやはり彼自身もきちんと障害を持っている一人の弁護士として書き込めているのだろうと思うのですが、ジェンダーの視点は多分ないだろうなと思いますので、そこら辺も含めてぜひ奈良では議論を深めてもらいたいなと思うし、当事者団体が出していく素案の中にもその視点というのをぜひ入れていきたいなと思うのですけれども。

さて、障害者関係の法律の中で、書き込んでいく中で、どういうところを注意した方がいいとか、こういうところはぜひ入れた方がいいというようなことが、近藤さん、いかがでしょうか。そういったアイデアを提示していただけたらなと思うのですけれども、特に今の既存の女性政策に関しての法律などと比べていかがでしょうか。

近藤 具体的なアドバイスなどはとても恐れ多くてできませんけれども。私たちも3年がかりでドメ スティックバイオレンス防止法をつくろうということで、日本じゅうの草の根の女たちの力を合わせ て準備をしてきたわけなのですね。それで今回の DV 法ができるにあたっては、もちろん参議院の共 生プロジェクトの女性国会議員の奮闘というのはとても大きかったのですけれども、日弁連の両性の 平等委員会もその素案をつくりましたし、ほかのグループでも幾つか試みの案というのをつくって、 その当事者の声というのが法律制定に大変大きな力をもたらしたのは事実だったと思うのです。どう いう法律が必要かというのは、先ほどのお話に戻りますけれども、その困難に直面している当事者が 最もよく知っていると私は思っています。ですから、今度の基本法に、障害者差別禁止法でも権利法 でもどういう名前になるか、その基本法にジェンダーの視点を盛り込むためには、女性の障害を抱え る当事者の方々が何に困っているか、何をどうしてもらったらいいかというのをうんと具体的に、本 当に日常の言語でいっぱい集めるということが必要だと思うのです。私たちも3年前にこの法律制定 に取りかかるときには、全国のサポートグループや当事者、関係機関の方々に向けて、詳しいアン ケート調査というのをお願いしたのですね。例えば、家の中で暴力が起こったときにどういう状況で あったか、お巡りさんを呼んだか呼ばなかったか、お巡りさんを呼んだらすぐ来たか来なかったか、 お巡りさんがどういう対応をしたか、お巡りさんが帰った後あなたはどんなふうになったか、それか ら離婚の調停の場で調停委員に何を言われたか、何を屈辱と思ったか、裁判所の出入りに危険はな かったかというふうな、本当に人が DV の現場から逃げて自立する筋道の中で、具体的にかかわるう んと個別で具体的なことをいっぱいいっぱい書き出してもらったのです。それを組み立てまして、保 護命令というのはどういう機関とどういう内容とどういう形が必要かということを、特に秀嶋先生を 中心とした札幌弁護士会の皆さんにも本当によくよく考えていただいて、それで私たちとしては大変 よいものができたという試みの案をつくったのですけれども、しかし、できあがった DV 法そのもの はやはり私たちの現場の意見、意思とはほど遠いものになってしまったのです。ほど遠いものには なったけれども保護命令という枠組みはできたし、関係機関の連携ということも書き込まれたし、自 治体の責任も書き込まれたし、通報義務も書き込まれたわけですから、その意味では今後この法律に 魂を入れて使いこなしていくには、ある程度のそのものができたというふうには思っているのですね。

法律を根拠にして、いろいろなものはやはり緩やかに変わっていきますから、それを使いこなすのは現場当事者の力量にもよりますし、その意味では繰り返しになりますけれども、今困っている人の真実の声をかき集めること、これがまず最初の仕事だと思います。それがどんなにジェンダーまみれの、これまでの性差別の構造の中で、女性の障害者が呻吟してきたかということが必ず浮き彫りになりますから。そうだとすると施設のあり方だとか、それから雇用の場でのあり方だとか、それから障害者の手当の問題だとか、子どもを育てていくときの保育所の措置の問題だとか、本当に細かいことが次から次と出てくると思うのですよ。そういうものが緩やかにシステムとして運用されていくような根拠としての基本法をつくればいいわけですから、そこはやはり万でも10万でも100万でも声を集めることがまず必要だと思います。その声の中に、必ずこういう基本法でなくてはいけないという筋道が明らかになると私は思います。

平野 ありがとうございました。本当に具体的ないいご提案をいただいたかなと思います。声を集めることの必要性というのは、私も本当に大事だなと。集め方というのが障害者福祉の中では、本当に非常に大変で、自治体が障害者がどこにいるかということを明らかにしませんし、そして施設の中で個別な人たちにアプローチするときのアプローチの仕方というのが、これがまた大変なのですね。例えば障害者プランなどを策定するときに、実態調査しますけれども、熊本県お粗末なことに、サンプリングしてアンケートを出すのですけれども、書けない人とかには職員が書いてあげるというふうなことをやっているみたいで、それだと施設の実態全然わかりませんので、第三者が入っていく、または行政が入り込んでいって声を聞かなければ、本当に常々に介助を受けている人たちって立場弱いわけですから、実態というのがなかなか把握できないなというふうに、今お話聞きながら思いました。そこら辺をどうやっていくかが今後の課題かなと思います。私たちのところに相談を持ってくる人たちというのは、本当に一部の人たちですよね。本当に日常的な差別だとか虐待だとか受けている人たちが、それが当たり前だと思っていたときに声を発するのはなかなか厳しい状況がありますので、ぜひ運動団体としては、そこら辺を乗り込んでいって、施設側に警戒されないように乗り込んでいきながら、実態を把握していくということにエネルギーを今後しっかりとかけていかなければいけないなと今お話を聞いて思いました。ありがとうございます。

真佐枝さん、苦しいときにどんな助けが、どういうこと、どういうところとか、どういう人とか、 どんな助けがあったら、もっと楽だったろうなとか、教えてください。

高橋(真) 例えばこの人がいたとして、この人が一生懸命やってくれるのだったら、一緒にやってちょうだいねとか教えてくれれば、私も納得してこういうことを一緒にやっていかなければいけないのでないかなと思います。私たちはやはり相手の人にも私たちのことをわかってほしいのですよね。これは、あくまでもいろいろな人がいらっしゃるので、これはわかってもらえればいいのでないかと。私がこういう人たちから差別を受けたとしても、これはあくまでも同じでないかと思いますね。

平野 今、真佐枝さんのお話を聞いていて思ったのですけれども、養護学校を卒業して、その後先生がどうしているとかと言って、職場に見に来たりとかってありましたか。

高橋(真) ありました。心配になったとか、相手の人にいじめているとか言ったのですよね。この 人たちが悪いのではなくて、自分が悪いんだとか言われて。

平野 先生からですか。

高橋(真) 先生からもです。それでショックで、そういうケースがあり、では自分たちはどうすればできるのかなって、相手の人にもどうやってわかってもらえるのかって、教えてくださいと言いました。では、自分がこれからもっとしなければいけないことを覚えていかなければいけないのでない

かと。加害者を抱えている人もたくさんいるのです。私はテレビを見ていて思いました。助けたい人がたくさんいて、これはどんなことがあって、どんなふうにやっていけるのか、加害者の人も人を殺しても苦しいのでないかと。今のテレビを見ていたらすごく悲しい事件があります。子どもやら大人、いろいろな事件が起きています。それを見ていて確かに悲しい事件です。これはテレビを見ていてすごく思います。どうしてこういうふうになっていくのかと自分は思います。みんなに対して、やはり大人やら子どもの愛情がないとかあるとか、けんかになったりもします。もう本当に見ていて悲しい事件ですね。

平野 ありがとうございました。 養護学校の先生が見に来たのだけれども、あなたが頑張らなければいけないというふうに言われたりしたのですか。

高橋(真) そうですね。ほかの人にどういうふうに見られたのか、差別受けてしまったのですね。相手の人に話をわかってもらえなかったから、もう自分はみんなと一緒にやっていけない状態になって、みんなに意地悪されいじめられることになってしまったのですね。自分も一生懸命やっているのに、どうしてやっていけないのか、なぜこのことをわかってもらえないのか、教えてほしいです、これは。

平野 そのときにその職場に見にきた養護学校の先生は、真佐枝さんの立場で、そうだねって言ってくれましたか。

高橋(真) 言えないです。自分は言えませんでした。

平野 言ってくれませんでしたか。

高橋(真) はい。

平野 私がかかわったケースで、やはり知的障害を持つ人が養護学校を卒業して就職をするわけですね。でも養護学校としては、卒業生にトラブルを起こしてもらいたくないというか、そういった考えで、何とかそこに定着するように、卒業生自身への指導をしてしまうのですよね。よっぽどひどい場合は別でしょうけれども、養護学校としてそこに就職させたという実績をその後も残さなければいけないというのがやはりあるらしくて、養護学校の先生たちが後をフォローするというのには限界があるなと私は感じているのですね。知的障害を持つ人たちの就労に関しては、アメリカあたりで試みられて実践されているし、日本でも若干試みが始まっているジョブコーチですとか、いわゆる仕事を第三者、全然関係ない、知的障害の人たちが就職がうまくいくようにとフォローしてくれる、そういった人の存在が大切ですよね。

高橋(真) そうです。

平野 私たち肢体不自由の障害を持つ者にとっては、ハード的な部分というのがバリアになって、それを取り除くということで就職が可能になりますけれども、知的障害を持つ人たちにとっては、それはやはり人だと思いますね。 支える人。

高橋(真) そうです。それは人ですね。

平野 そこら辺をぜひ基本法あたりにも、障害者を一括りにせずに、それぞれの障害を持つ人たちって違うわけで、精神障害、知的障害そして身体、違うわけですから、そこら辺をやはりその人のニーズという部分を、ぜひ個別にしっかりと考えるような基本法にしていかなければいけないなと思いま

すね。秀嶋さん、何か今のお話を聞きながらないですか。

秀嶋 あんまりないのですけれども。例えば、さっきのドメスティックバイオレンス防止法のときにいるいろなところが素案をつくったという話を近藤さんがしましたけれども、やはりこういう動きってとても大事なことだとこの間実感をしています。法案だけに限らないのですけれども、例えば関係者の研修プログラムをつくるというときも、当事者が中心になって、当事者主義って大事なのですけれども、ちょっともう少し広げて、例えば障害を持っている人の家族とか、それから可能であれば養護学校の先生とか、そういうかかわっている人が加わった形で法素案をつくるとか、それから研修のプログラムをつくるということが大事かなと。それが一つの教育にもなっていくという気がするのですよね。だからこれからますますDV法などでも書かれていますけれども、官民の連携というのが、垣根をどんどん取っ払わないとできない官の限界が物すごく見えてきていて、むしろ民が進んでいるのを官が追っかけるというのが実情だと思うのですけれども。だから民を主導にしながら官を巻き込んだ形で一緒につくっていくという試みを、法律づくりとか、そういう研修プログラムをつくるところから始めていったらいいなと思っています。

平野 私も教育現場にかかわることが結構多くて、障害児教育っていう部分のとらえ方も先生方によってまちまちだったりするのですね。どうしても指導的な研究の対象にしてしまう先生方とか、当事者の立場に立って、とにかく当事者がいろいろな可能性を持っているんだと、それをどうやって引き出すかが教育だというふうに思っていらっしゃる方々と、そこら辺が随分まちまちだなとこの間思ってきているわけですけれども。私は近藤さんが言われたことに本当に尽きると思うのですね。当事者こそがすべての解決のかぎを持っているし、そこにきちんと立ち返ってその声をきちんと集約することが何よりも大切だというふうに思います。特に精神の皆さんとか知的の皆さんの声というのは、今までなかなか届かなかった。私たち身体障害は口はもう達者なものだから、どんどんどんどん運動をリードしているとは決して言いませんけれども、先にいろいろなことを提起し始めた。そこで私たちの課題としては、精神、身体、知的、一緒になって、ニーズがある、何か助けが必要だという部分では全く一緒なので、そこら辺の課題を、このようなDPIは障害種別を超えてということを大きな柱にしてますので、そういった個別の声をぜひ、近藤さんがおっしゃるように集める作業を早速始めていかなければいけないなと。それは各地方、地方で取り組まないと、東京だけの声ではだめですので、そういった運動を全国で直ちに始めていかなければいけないなと思います。

それと、私は当事者主義というのはとても大事だと思うのですけれども、当事者主義の外枠にやは りプロの方たちがいて、さまざまな連携だったりアドバイスしていくことはとても大事だと思ってい て、女性を支援してらっしゃる運動ですとか、あと弁護士さん、そして教育関係者の皆さんたちも含 めて、だけれども真ん中にいるのはやはり当事者なんだっていうところをDPIとしては貫いていきた いなと思いますね。

今までの私たちの話の中で、いろいろなご意見等あると思います。質問も含めて、また会場の皆さんとのやりとりをさせていただきたいと思いますけれども、どうぞご遠慮なく声を上げていただけたらなと思います。 蛭川さんあたりどうですか。

蛭川 私、DPI日本会議の事務局をしております蛭川といいます。ちょっと座ったままで失礼します。 日本会議では、さっき平野さんもおっしゃってましたけれども、本当に男性が多くて、常任委員会 とかでも平野さんが休まれたりすると、全員男性で事務局の私一人が女というときが時々あったりし て、でも男しかいないということにほかの男性は気づかないらしいですね。あるとき、私は自分しか 女がいないということに気づいて、結構ぞっとしたことがあったのですけれども。そういうジェン ダーとか女性障害ということに疎いというか、今まで特に取り扱ってこなかったのですけれども、世 界会議を開催するに当たってテーマをつくっていくときに、女性を入れるとかジェンダーのことを もっと取り上げる、テーマに取り上げるとかいうことをすごい言われて、事務局長初め女性を入れな ければいけないとか、でも女性問題って何だろうとか、そういうちょっと情けない状況の中、機関紙等を通じて、これから国内、日本では女性問題そのものが結構女性というか女の子の間で意識が低くて、考えるということを余りしないというのもあるので、当然障害を持つ女の子たちも意識的に低くて、女性障害問題を考えていこうよと言っても、何から始めたらいいのかわからないというのがあると思うのですね。実際、若い私の同世代とかもっと下だと、余計にどういうふうに話していったらいいのかわからないというのもあったりして、今後、来年の世界会議で、女性の分科会やジェンダーの分科会できちんと話し合えるように、どういったところに問題があるのか、何が問題なのかということを取り上げていこうと決めて、最新号の機関紙ではそのさわりというか、これからこういうことを取り組んでいきますというふうに記事にしているのですけれども。ジェンダーというか複合差別というので取り上げて、女性障害者も含め同性愛とか在日の方とか外国人の方とか含めて取り組んでいこうかと思っているのですね。ですから、先ほどの東さんのつくっていた素案みたいな下地の文章の中にジェンダーのところが薄かったなというのはあったかどうかは、それはちょっと確実には覚えていないのですけれども、そういうことを考えると、同性愛のこととか障害を持っていても、同性愛の方っていらっしゃいますし、そういうことも一言でも入っていたら全然違うし、入れていかなければいけないのでないかなと思います。

平野 今の意見に関連することでもよろしいですけれども、何かございますか。どうでしょうか。

蛭川 なければ一つだけ。ホームページで、さっきの東さんの文章というか法案と、あともう一つお勧めなのが権利カタログというのがありますよね。差別禁止法を考えていく上でどういった内容を盛り込めばいいのかとか、何が差別なのかということを権利カタログではすごくわかりやすくつくっているので、それがホームページに載っているのですね。アドレスは今わからないのですけれども、日本会議のホームページに実はまだリンクしてないのですけれども、早々にリンクしたいと思いますので、興味のある方はそのページそのものをアクセスしていただいても構わないと思いますし、ぜひ見ていただきたいと思います。 すごくわかりやすくていいと思います。 東さんの方は樋口恵子さんのホームページから入れたりするのですけれども、検索で出てきますかね。

平野 私はホームページではもらってなくて、ペーパーでもらったのですけれども。ぜひ、DPIですぐできるだけ早くリンクしていただけたらなと思います。

蛭川 わかりました。今週中にでも。

平野 権利カタログは LADD がつくったのですよね。

蛭川 そうですね。権利カタログはLADDとかで。

平野 LADD と書きます。リーガル・アドボカシー・フォー・ザ・ディフェンス・オブ・ピープル・ウィズ・ディスアビリテイズ(Legal Advocacy for the Defence of people with Disabilities)の略なのですけれども。東京のイケダ弁護士とかイケハラ弁護士とか、私も含めてなのですけれども、アメリカで権利擁護団体に行って研修してきた人たちが中心になって権利カタログをつくったのですね。例えば、精神病院であなたの好きな、あなたの選んだ服を着ていいんですよというような部分とか、個別具体的に、今まではそんなこと許されているのかなんて意識もしなかったようなことも含めて、具体的に載っているのですよね。知的障害を持つ人たちにも精神障害を持つ人たちにもわかりやすく書いてあるので、ぜひそれを見ていただけたらなと今蛭川さんからのご提案がありましたのでよるしくお願いします。

実は私が副議長になった経緯も、DPIの世界会議の方から、議長、副議長2人の中に女性が一人も

いないというのはおかしいという外圧によって、平野さん、副議長引き受けてくれないかなという話があったのですね。熊本ですので会議にもなかなか行けないけれども、それでもいいですかということで引き受けた経緯があるのですけれども、そういった実態ですよね。外圧によって変わるのは、日本政府だけではなくてDPIもそうだったのですけれども、本当に障害者運動の中でもまだまだジェンダーの視点というのは足りないし、例えばここに重い障害を持つ女性たちがたくさん来ていたけれども、一人もおいでではないですよね。これって熊本でも結構あることで、障害を持たない女性たちとのいろいろな勉強会とかやりましょうとかいったときにも、本当にぜひ来てねと言わない限りなかなか出てきていただけないという部分は、やはり自分の中のジェンダーということを意識するのが怖かったり、セクシュアリティーを考えることがなれていないということも含めて、ちょっと封印をしている部分があるのかなということをやはり考えるのですよね。先ほどおっしゃった同性愛の問題も含めて性的な趣向は本当にその人個人の自由であり、いろいろな複合的な差別も含めて考えていくと、もっと入っていきやすいのかなとも思ったりしているのですね。そこは私たちもまだまだどうやって仲間たちをふやしていく、意識を変えていくのかという部分では苦慮しているところです、正直言って。

どうでしょうか。皆さん、ぜひほかにもご意見を出していただけたらと思います。はい、どうぞ、お願いいたします。

会場 札幌のある区役所に勤めているのですけれども、高橋さんにちょっとお聞きしたいのですが、多分学校を卒業なさって就労なさったのは、一般就労として就労なさったのでないかと私思うのですよ。それで、多分福祉的就労と一般的就労に対する学校の先生方の期待度が若干ずれがあったので、いい悪いは別ですよ、学校の先生方のいい悪いは別で、対応になったのでないかと思うのです。どうしてかというと、僕は知的障害のある施設をつくろうという人方に20年ぐらいかかわっていて、知的障害の方々とお話していて、仕事を何もしないよという人がいるのですよね。Aさんという知的障害の人はまるっきりしないとかですね、ということを僕に言う人いるのですよ。普通に言われて何でも仕事できたら知的障害と言われないのだから、それを要求しても難しいとおれは言うのです、言う人に対してですよ、いい悪いは別ですからね。それで、多分学校を卒業なさったとき、一般就労という形式で就労なさる人は1割か2割くらいでしょう、きっと。

高橋(真) それは学校を卒業しているいろな人のケースを見ていたら、やっぱりどんどんどんどん 変わっていく中で、これはやっぱり自分の意識というか、職員、学校の先生に対して、その意識が高まってしまっているのですね。だからそれをどうにかならないかと話しているのだけれども、結局は やはり自分の中ではこういうことを教えてくれなかったから、先生たちが、自分たちがやれとかそういうことを言われたのだと思います。

会場 それと、今現在剣淵にお住まいで、今はお二人で一般住宅に入ってらっしゃって、施設に通ってらっしゃって、ひょっとしたらお子さんも一緒に育てるかもしれないというのですよね。

高橋(真) そうです。今2人で住んでいるのですけれども、子どもも施設に入れられたから、自分もそういう思いが高まってしまっているから、もうこれ以上、施設に入れたくないなと思っているのです。

会場 それと、近藤さんに一つだけお聞きしたいのですけれども、ドメスティックバイオレンスとか性差別の問題で、今、いろいろな宗教を信じてらっしゃる方々がいらっしゃって、多分来年はいろいろなお国から外国の方がいらっしゃると思うのですけれども、女性差別が激しい宗教があって、そこの識字率というか文盲率が女性の場合は8割ぐらいが字も覚えさせてもらえない国ってありますよね、宗教的に。多分、そういう国からも結構いらっしゃると思うのですけれども、そういう性差別の問題、

宗教が絡んだ性差別は多分障害の関係で来年はテーマにはならないとは私は思うのですが、する予定なのでしょうか、テーマに。

近藤 私たちの活動の方針としてということですか。基本法の中にですか。

平野 今のお話に関しては、私はまだ議論のテーブルに乗ってないと思うのですが、蛭川さんどうですか。 やっと分科会を入れたというレベルなので。

蛭川 発表する方々を募って、それが11月末ぐらいに発送される予定なのですけれども、それから 内容が具体的に決まっていくという感じなので、その内容によって、何かこれはやめておこうとか、 そういうふうになるかどうか、ちょっとわからないです。

平野 ただ今回のアフガンの問題などでも、女性がかぶっているものありますが、私、先日ペシャワール会という会の中村哲さんという医師のお話を聞いたのですけれども、そのペシャワール会は原則として、西洋的な価値判断でこれは女性が隠すことが女性差別なんだってことでの現地での強制とか、そういうことは一切しないという部分では、宗教に絡む部分で、これは女性差別だとかいうような議論というのは非常に難しいなと。世界女性会議、ニューヨークでもその問題が非常に大きな壁になったわけですよね。そこら辺は私たちもどう考えていいのか、その中村さんの話を聞いて、私たちからすると、えっ、それはもう絶対耐えられないとかいうような部分とかあるわけではないですか、一夫多妻も含めて。障害を持つイスラムの人たちも結構いらっしゃるわけです。

近藤 ずっと続けられきた世界女性会議の中でも、宗教の問題だとか南北格差の問題だとかは、いつも女性の基本的な人権との論議の関係で大きな問題になってくるのですね。私個人としては、抑圧を受けている側の女性たち、あるいは特別な困難を抱えている障害者の方々が自分たちの権利回復のために連帯するときには、その一点でいいと思っているのです。例えば私たちだったら、とにかく女子どもをこれ以上殺すなという、このことだけでいろいろな方々とおつき合いをする。どんな宗教を信じようが、どういう地域に暮らそうが、どういう慣習を持っていようが、それはその方々の問題で、その地域地域の文化や伝統や慣習にまで私たちが運動として踏み込むということはできないと思いますが、しかし、どんな地域やどんな文化やどんな伝統を持っていても、力によってだれかがだれかを殺すこと、だれかがだれかの人生を左右すること、それは許されない。ここで私は運動はつくっていけると思っています。

平野 ありがとうございました。まさに中村さんもそういう話しをされてました。彼は今アフガンの国内にいる難民化している人たちを直接支援する活動をペシャール会を通じてやってらっしゃるのですけれども、命を守るということをまず最大の目標にしている。医療活動などではないらしいです。もう井戸を掘って、とにかく飲み水が必要だと、食べ物が必要だと、そこでの支援活動が今メインだというお話を聞いたのですけれども。おっしゃったような女子どもを殺すなという、障害者を殺すなという一点でも話は展開できるのかなと、今思いましたね。

いよいよ、あと15分の時間になってしまいました。もう一度皆さんの中からこれだけはぜひ言っておきたいとか、この点はもう一回聞きたいという方がありましたら、ぜひ手を挙げていただきたいなと思うのですけれども。はい、どうぞ。

会場 札幌から参りましたサワと申します。今、例えば女性を差別している宗教があるけれどもという形で言われたので、ちょっと思ったのですけれども。

絶対的に女性差別はいけないというのは考え方としてはあるのですけれども、いわゆるそれは文化、 いろいろな国によって違うということもやはり考えなければならないのでないかと思います。例えば、 日本とか西洋的な女性差別というのをほかの国すべてに押しつけてはいけないということも、これは絶対私たちが思わなければならないのではないかなと思います。例えば、今平野さんが言われたペシャワール会の中村さんも、女性が顔を隠すというのは差別ではなくて彼らの文化だと言われてましたよね。それで今アフリカで女性性器切除というのがありますよね。あれも例えばアメリカの女性たち、黒人の女性たちでさえもあれはよくないと言っていますけれども、アフリカの女性たちの中ではそういうことを先進国に言われたくないという意見もありますよね。意見の分かれるところは分かれるところだとは思うのですけれども、それをどうかという前に、自分たちが先進国だから教えてやろうという、そういう姿勢だけは。例えばこのDPIや何かでも、結局パラリンピックでもそうですけど、いい器具を持った選手の方が優勝するというか、そういうハンディがあるにもかかわらず、それにさらに例えばお金があることによってのハンディも出てくるというのがありますからね。そのあたりを、もう絶対それを思わなければならないのではないかと。先進国の人たちだから教えてやろう、だからいい器具を与えてやろう、そうではなくて、向こうの文化とか世界じゅう違うということをまずとらなければならない。そういう意見をきちっと持たなければならないのでないかというのをちょっと思っています。

平野 いろいろな世界会議とか、こういった会議に出てくるときに、アジアの方とかもいらっしゃるのですね。本当に車いすも、もうこれ何年使っているのだろうというような車いす乗ってらっしゃったりするのをお見受けすると、やっぱり南北格差といいますか、富める国とそうでない国の障害者の置かれている現状というのはあって、私たちはいろいろな形で支援していかなければいけないと思いますけれども、決してそういったおごりは持ってはいけないと思いますね。

また、ケールと言いましたよね。隠すのね、たしか。ケールの問題と性器切除の問題、どうなのかなと、同じテーブルで話せることなのかなと。おっしゃることはよくわかるのですけれども、命にかかわる部分というのがやっぱりありますけれども、そこら辺どうでしょう、近藤さん。いつも困ったときには近藤さんですが。

近藤 性器切除の問題については、私たちも女性への暴力を許さないという観点からずっと活動の一環として取り組んできているのです。昨年も現地の女性がお二人日本に見えて、国内何カ所かで性器切除の問題について、女性の人権と絡めてシンポジウムをやったのですが、そのときに私も確信いたしましたのは、女性たちがいろいろな情報を与えられていなかったり、本が読めなかったり、生まれついたときからそうするものだというふうに教え込まれていて、自分の命を落としたり体を傷つけたりすることについて、周りからとやかく言うなというのは、間違いだと思うのです。つまり私自身もそういう話を聞いたら、自分の身が痛むわけですから、そんなことがあっていいのだろうかと思います。それはもちろん当事国の女性たちにこうしなさいということではなくて、これは人権侵害だと、あなた方はきちんと健康な体で生きる権利があるということをお伝えするのは当然のことだと思うのですね。性器切除の問題についても、イスラム文化圏のアフリカだとかいろいろな国々の女性たちが本当に今立ち上がっていますから、すごく運動は大きく力強くなっています。ただその問題で苦しんでいる女性がいるときに、これは文化の違いだからとか、これは地域が遠いからとか、こういうふうに生きている人たちなんだからということで、私たちがその問題の重大性を知っていて黙認するということは絶対にすべきではないと思います。

平野 わかりました。ありがとうございます。いよいよ $1\ 2\ 3$ 分になってまいりました。ここ $1\ 2$ 時までに出なければいけないのですけれども。パネラーの皆さん、あとコメンテーターの秀嶋さん、本当に $3\ 4$ 分ずつになりますけれども、最後にこれだけはどうしても言っておきたいということがありましたら。

高橋(利) ジェンダーというのは職員に聞いてやって意味がわかりました。2、3日前はジェンダー

というのは全然わかっていないのですよ。ジェンダーというと、ついさっき職員に聞き調べてみて、やっと意味がわかって、女性の身体障害者のいろいろな問題を解決すると。DPIも1年ぐらいやっていて、やっとその意味がわかりました。DPIもジェンダーも少しずついろいろな問題がわかってきたから、もう少しいろいろな問題も聞きたいなと思っています。

最後に聞きたいことがあるのですけれども、札幌で困っていることがあったら、女の人で問題を抱えている人などはどこに連絡したらいいか、どうやって調べたらいいか、そこを弁護士さんに聞きたいのです。もしどこに連絡したらいいと聞かれたら私も困りますので、札幌でどこに連絡したらいいか、どこを調べたらいいか、ちょっと聞きたいなと思います。それだけ教えてくれればと思います。

秀嶋 これに関してはここというのがなかなかないのですよ、残念ながら。ただ、いろいろな女性の問題に関しても、例えば性差別的な問題だったら近藤さんのところとか、スペースオンとか、法律的な相談だったらといっても弁護士会とはなかなか言いづらくて、子どもの問題とかにかかわっている、障害の問題にかかわっている弁護士は札幌は決して多くはないですけれども、でも何人かいます。とりあえず名刺渡したので、私に連絡くださいということしか言えないのだけれども、どこかにつなげます。もし法的な問題があったらね。あと労働現場のいろいろな問題であれば、さっき言ったような幾つかユニオンが札幌にもありますし、そこで必ずしも対応しづらい問題もあるかもしれないから、場合によってはウイメンズユニオンとかかな。何か狭い領域でぐるぐる回ってしまうという、本当にこの資源の少なさというのをまた感じてしまうのですけれども。ごめんなさい、答えになってないですね。

平野 札幌のこと私十分わかってないのですけれども、DPI は中央に権利擁護センターを持ってますよね。そういうのが各地方地方に出て、例えば就労であったり教育の現場であったり、そこら辺横断的に障害を持つ人たちのいろいろな相談が受けられる機関が立ち上がる必要があるかなと思いますね。では、真佐枝さん、最後に何かあったら。

高橋(真) このDPI には初めて出ましたので、今までそういうことはありませんでしたから、私はこの問題を解決してほしいと思います。出られることはないけれども、こういう機会があったらぜひ教えてほしいです。こんなことをやりたいとか、DPI ではないけれどもいろいろ支援をされることがあると思うのですけれども、それに関しては支援を受けられることを教えてもらいたいですね。お母さん方に対しても、周りの人やらに教えてほしいです。どんなことをやっていて、子どもをどうやって育ててきたのか教えてほしいです、私に。ぜひ教えてほしいです。

平野 はい、ありがとうございます。真佐枝さんが苦しいと思ったときに、相談できる人たちがどんどんできてくるように。ピープルファーストは知的障害を持つ人たちの当事者の会なのですけれども、ピープルファーストで高橋さんご夫婦活動してらっしゃるので、ぜひピープルファーストとDPIが一緒にいろいろなことをやっていくということもぜひ必要かと思うので、北海道でぜひ頑張ってください。そして言いたいことをどんどんDPIの中にも、知的障害を持つ人たち、こんな問題あるのだよということを伝えてもらえたらなと思います。それと子どもさん育てていくときに、いろいろな支援が受けられるように。ありがとうございます。では、近藤さん、お願いいたします。

近藤 女性はそれこそ生まれ落ちてから死ぬまでいろいろな問題にぶつかっていきますけれども、障害のあるなしにかかわらず、あるいは外国人であるか日本で生まれた人であるかにかかわらず、女性であるというそのことを一つのつながりにして、女性も男性も生きやすい世の中をつくるために、ぜひ皆さんにも今後ともお力添えをいただきたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

秀嶋 私たちの方が教えてもらうことが多いと思うのですけれども、一つだけ補足すると、さっき当

事者主義ということで、周辺も巻き込んでほしいという話をしましたが、例えば私個別にかかわっているのは、養護施設の不服申立制度とか、それから児童虐待にかかわる民間団体でもいろいろなサポート活動、相談活動をしているのですね。そういったグループとの連携とか、あとさっき同性愛の方の話が出ましたけれども、札幌にも同性愛の人たちのグループがありますが、そういったところとの情報交換とか一緒にできることは一緒に政策提言をしていくということは、既にこれまでもやられているのですけれども、さらに進めていくということがこれからとっても大事になってくると思うので、やれることは一緒にやりたいなと思っています。ということで、きょうはどうもありがとうございました。

平野 きょうは、お三方、高橋さんお二人、そして近藤さん、そして秀嶋さんにコメンテーターとしてこの分科会を盛り上げていただきました。いろいろな課題が出てきたかなと思います。ちょっと網羅的に私の方でもまとめるのがちょっと大変かなという気はしますけれども、でも一貫して言われていたことは、やはり当事者の経験だとか思いとかということを真ん中に置いて、そしてその施策を決めていく、そしてそれにその人たちを支えていこう、その人たちと連携していこうというグループをつないでいくということが大きな力になっていくなというふうに思いました。それと同時に相談機関などがわかりやすくもっとなるといいなと思いますね。やはり私もよく行政機関に相談したのだけれども、全然思いを理解してもらえないという人たちの声を熊本でも聞くのですけれども、独立した第三者的なオンブズパーソン的な機関が機動的に動くということがとても必要だなと思うのですね。ある程度の権限を持たされて施設の中にもどんどん入っていけるというようなところが、神奈川では少し始まってますけれども、そういう全国的な広がりが必要かなと思います。そういった部分も含めて、不服申立の第三者機関などの設置も含めて、障害者基本法には障害者の権利を守る文言をぜひ書き込んでいけたらなと思います。そして、その中には必ずジェンダーの視点ですよね、女性の障害を持つ人たちの思いを書き込んでいきたいなと思います。

きょうは本当に2時間半の間、おつき合いいただいてありがとうございます。午後はこの分科会ごとの発表をして、さらに議論を深めていくことになりますので、お時間ある方はぜひ午後もご参加いただけたらなと思います。では、高橋さん、そして近藤さん、秀嶋さんありがとうございました。どうぞ拍手をお願いいたします。